

小田原市立 足柄小学校 PTA 細則

第1章 役員候補者

- 第1条 候補者の選出は次のとおりとする。
1. 任期に会員となることが予定されている保護者より選出する。
 2. 候補者には同意を得なければならない。
 3. 募集を経て選考し決定する。

第2章 役員選考メンバー

第2条 本会に役員選考の担当をおき、次期役員候補者を選出する。

- 第3条 選考メンバーは次のとおりとする。
1. 本部役員より担当者を選出する。
 2. 教職員より2名選出する。

第3章 プロジェクトチーム

第4条 本会に次のプロジェクトチームをおく。

1. 安全見守りプロジェクト
2. ふれあい広場プロジェクト
3. フリープロジェクト

第5条 各プロジェクト運営メンバーは、会員より選出され、決定する。

第6条 各プロジェクトメンバーの選出は次の通りとする。

1. 任期に会員となることが予定されている保護者より選出する。
2. 立候補および推薦
3. 候補者には同意を得なければならない。

第7条 任期は基本的には1年が望ましいが、年度内の参加・退会は可能である。

第8条 安全見守りプロジェクト
地域社会の諸団体と連携して、校外における児童の生活と安全を見守る。ただし、見守り活動は全会員で行う。

第9条 ふれあい広場プロジェクト
地域の諸団体と連携して、ふれあい広場の内容を企画、準備、開催する。また立候補により決定するふれあい広場出店係に出店を依頼する。

第10条 フリープロジェクト
校内における様々な PTA 活動を企画、運営、実施する。

第4章 卒業対策委員会

第11条 卒業対策委員はその年度の6年生保護者が立候補または推薦により決定する。
候補者には同意を得なければならない。

第12条 会計は卒業対策委員内で担当を決めて行う。

第13条 卒業対策費は、PTA 会費とは別に6年生保護者より集める。

第14条 卒業対策委員会の会計監査は、卒業対策委員以外の6年生保護者及び学校職員及び PTA 本部会計が行う。

第5章 経理

第15条 この会の会費集金は次のとおり行う。

1. 毎年度、前期の初めに会費1年分を集金する。
2. 会費には互助会費（保険）、災害対策補助費が含まれる。
3. 会員が途中入会する場合、会費(月割り)を集金する。
4. 会員が途中退会する場合は、会費(月割り)のみを返金する。

第16条 決算時剰余金の取り扱いをつぎのとおりとする。

1. 予算の残高を前期総会までの活動準備金として、次年度に繰り越す。
2. 設備などの故障に備え、設備資金として確保する。設備資金の残金が50万を切った場合、PTA 会費より補填を行う。
3. 設備資金は、必要時役員会にて用途の有無を決定し、書面、もしくは配信にて会員に共有する。

第17条 互助会障害保険料 100円/1世帯。
本会活動における会員の事故等、万が一の保険料

第18条 災害対策補助費
災害対策費「災害時保管飲料水の購入」や「災害時児童が必要とする物品購入」等の補助金、およびその他の活動費として、一般会計に組み込む。

保管飲料水は、年度内に一度、購入する。また、一年間で使用しなかった場合は、年度末に全児童へ配布する。

第19条 途中入会および退会時の会費月割り集金・返金

	入会時	退会時
入会・退会が発生する翌月からの算出	月額 250円集金	月額 250円返金

第6章 改正

第 20 条 この細則を改正する場合、総会において会員の 2/3 以上の賛成を必要とする(委任状含)。

第 21 条 本細則は令和 2 年 3 月に制定し、
4 月 1 日より施行する。
(組織改革に伴う新細則の公布)

附則 1.令和 5 年 5 月より施行 (設備積立金名称変更)

附則 2.令和 6 年 5 月 2 日より施行 (会費変更、代表委員会停止)

附則 3.令和 7 年 3 月 14 日より施行 (余剰金の活用方法変更)

附則 4.令和 7 年 5 月 2 日より施行 (会費変更、途中入会退会時の
会費算出方法変更、プロジェクトメンバー任期期間変更)

附則 5.令和 7 年 7 月 15 日より施行 (卒業対策委員会の新設)

附則 6 令和 8 年 3 月 13 日より施行 (会費集金時期の変更)

附則 7 令和 8 年 5 月 12 日より施行 (設備資金名称変更、設備資金
基準残高変更)

第 7 章 附則